

赤字：
資料7 加筆部分

選定審査の進め方について

- 1 第一次審査（書類審査）： 第3回選定委員会（10月1日）実施予定
第4回選定委員会（10月下旬）実施予定

- ① 応募事業者から提出のあった申請書類は、別に定める評価基準、評価項目、配点等に基づき、その評価を行います。（※）
→ 応募事業者の評価は、評価基準（資料11-2参照）に基づき、加点方式により評価します。
- ② 応募事業者から提出のあった申請書類のうち財務関係書類については、財務に関する専門家（公認会計士、税理士等）に対して書面により意見聴取を行い、その意見を評価の参考とします。
- ③ 全委員の評価得点を合計した総評価得点が、その配点を合計した総配点の6割に満たないときは、当該応募事業者を事業候補者として選定しないものとします。
→ 評価方法等
- (1) 一般評価（5段階評価）の配点 70点 = 5点 × 14項目
(2) 重点評価（10段階評価）の配点 100点 = 10点 × 10項目
(3) 総配点 ((1)+(2)) 170点
(4) 不選定基準点 612点 (1,020点 (総配点170点 × 採点委員(6名)) × 0.6)
- ④ 応募事業者が4法人以上あった場合は、当該審査により、総合順位の上位3法人を選定するものとします。
→ (1) 各委員は、①による評価得点の合計の上位者から順に評価順位を定めます。
(2) 各委員の評価順位を応募事業者別に集計し、その集計した評価順位を選定委員数で除して算出した数値（評価数値）が低い者を上位とし、上位者から順に順位（総合順位）を定めます。
(3) 上記の評価数値が同数となったときは、評価順位の第1位を多く獲得した者を上位とし、また第1位の獲得数が同数のときは、全委員の評価得点を合計した総評価得点の合計が高い者を上位とします。
→ 採点シュミレーション（資料11-3）参照

2 第二次審査（実地調査、面接審査その他総合審査）

- (1) 実地調査： 11月上旬～中旬（平日）実施予定

- ① 第一次審査を通過した応募事業者が現に運営する保育所の実地調査を行います。
② 実地調査は、委員長が指名する2名以上の委員により行うものとし、その報告を評価の参考とします。

→ 実地調査は、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（保育所版）」（厚生労働省通知（平成28年3月1日付・雇児発0301第3号・社援発0301第2号）※）により、次に掲げる事項を主な調査対象事項として、現地の確認を行うこととします。

[実地調査における主な着眼点]

区分	調査の着眼点（確認事項の数・計52事項）	※該当項目
1. 組織の運営管理	管理者の責任とリーダーシップ（4）	Ⅱ-1 関連
	福祉人材の確保・育成（3）	Ⅱ-2-(3)
	運営の透明性の確保（2）	Ⅱ-3 関連
	地域との交流、地域貢献（5）	Ⅱ-4 関連
2. 適切な福祉サービスの実施	利用者本位の福祉サービス（12）	Ⅲ-1 関連
	福祉サービスの質の確保（6）	Ⅲ-2 関連
3. 保育内容	保育内容（16）	A-1 関連
	子育て支援（3）	A-2 関連
	保育の質の向上（1）	A-3 関連

※出所：福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（保育所版）

(2) 面接審査：第5回選定委員会（11月下旬）実施予定

- ① 応募事業者から事業計画についてのプレゼンテーション（概要説明）を受けるとともに、面接を実施し、事業計画についてヒアリングを行います。
- ② 面接審査は、応募事業者の理事長、当該事業の担当理事のほか、施設長予定候補者又は主任保育士予定候補者を面接審査の時点で具体的に提案できる場合は、その者の出席を要請し、出席者は各事業者4名以内とします。
- ③ 面接審査は、事業者1法人当たり1時間以内で実施します。

(3) 総合審査：第5回選定委員会（11月下旬）実施予定

第6回選定委員会（12月中旬～下旬）実施予定

- ① 第二次審査で実施した上記(1)及び(2)の評価のほか、第一次審査における書類審査の評価結果を踏まえて総合審査を行います。

→ 実地調査及び面接審査に係る評価基準

評価項目	配点
実地調査及び面接の結果等を総合的に勘案して、移管先法人候補者としての適格性を有しており、事業計画に確実性が見込めるか。	100

- ② 第一次審査及び二次審査における全委員の評価得点を合計した総評価得点が、その配点を合計した総配点の6割に満たないときは、当該応募事業者を事業候補者として選定しないものとします。

→ 評価方法等

- (1) 一次審査の配点 170点
- (2) 二次審査の配点 100点
- (3) 総配点 ((1)+(2)) 270点
- (4) 不選定基準点 972点 (1,620点 (総配点270点×採点委員(6名))
×0.6)

③ 選定委員会は、第二次審査の対象となった事業候補者の順位表を定め、答申の作成を行います。

- (1) 各委員は、①による評価得点の合計の上位者から順に評価順位を定めます。
- (2) 各委員の評価順位を応募事業者別に集計し、その集計した評価順位を選定委員数で除して算出した数値(評価数値)が低い者を上位とし、上位者から順に順位(総合順位)を定めます。
- (3) 上記の評価数値が同数となったときは、評価順位の第1位を多く獲得した者を上位とし、また第1位の獲得数が同数のときは、全委員の評価得点を合計した総評価得点の合計が高い者を上位とします。
- 採点シュミレーション(資料11-3)参照